平成２９年（フ）第１５１７号
札幌市白石区北郷３条７丁目６番20―208号
債務者　河原亜砂美
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５４９号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目１番27―503号
債務者　相川　みき
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６５号
愛知県犬山市大字羽黒字浦畑39番地１　オークス羽黒Ⅱ201
債務者　大野　孝幸
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３１６２号
大阪府枚方市岡山手町２番87号
債務者　川崎　一世
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２９９号
大阪市城東区諏訪４丁目９番20号　アロンディール諏訪Ⅰ　304号
債務者　西岡　直子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３７９号
大阪府高槻市芝生町１丁目23番４号　第６松友マンション201号、前住所大阪府高槻市深沢町１丁目６番15号
債務者　藤原　孝宜
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４４４号
大阪府高槻市郡家新町19番33号
債務者　吉村　光生
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５４７号
大阪市淀川区三国本町１丁目16番11号　司マンション　301号
債務者　岡村　絵里（旧姓黒井）
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５４８号
大阪府枚方市桜丘町５番17―501号、前住所大阪府枚方市星丘３丁目１番40号
債務者　久保　明子
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５４９号
大阪府豊中市上津島１丁目７番２―502号
債務者　平原　咲恵
1　決定年月日時　平成29年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１００号
北海道帯広市稲田町東２線７番地75
債務者　岩山　郁子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
盛岡市南大通２丁目10番28―802号、旧住所宮城県名取市田高字南566番地　ジュネス壱号館103号
債務者　竹澤さくら（旧姓松橋）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６２号
京都府京都市伏見区向島善阿弥町６番地19
債務者　近藤　珠恵（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７７号
香川県高松市庵治町5798、住民票上の住所香川県高松市川島東町2149番地７
債務者　宮本　美香（旧姓竹本）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７８号
香川県高松市三谷町2606番地
債務者　宮本　太郎（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７９号
香川県高松市三谷町2606番地
債務者　宮本美由紀
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８５号
香川県さぬき市志度3480番地190
債務者　松田　和武
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６７号
香川県高松市国分寺町国分2991番地４
債務者　長谷川京子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係